

HIRAKATA CITY

付 属 資 料

資料 1 諮問書

◇ 2 答申書

(別紙) 第4次枚方市総合計画の答申に
あたって

◇ 3 総合計画審議会条例及び関係規則、規程

- 枚方市総合計画審議会条例
- 枚方市総合計画の策定に関する規則
- 枚方市総合計画の策定組織に関する規程
- 審議会等の会議の公開に関する指針

◇ 4 第4次枚方市総合計画策定までの経過

◇ 5 枚方市総合計画審議会委員名簿

◇ 6 用語解説

諮問書

公 企 第 248号
平成11年11月11日

枚方市総合計画審議会
会 長 澤 井 勝 様

枚方市長 中 司 宏

第4次枚方市総合計画（基本構想・基本計画）について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市総合計画審議会条例（昭和58年枚方市条例第20号）第2条及び枚方市総合計画の策定に関する規則（昭和59年枚方市規則第32号）第3条の規定に基づき、第4次枚方市総合計画（基本構想・基本計画）について貴審議会に諮問します。

答申書

平成12年11月7日

枚方市長 中 司 宏 殿

枚方市総合計画審議会
会長 澤 井 勝

第4次枚方市総合計画の答申について

本審議会に対して諮問のあった第4次枚方市総合計画について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申する。

なお、本審議会においては、答申をまとめる過程で様々な意見交換がなされたが、当該審議を踏まえ、別紙のとおり、答申を行うにあたって留意すべき主な事項をまとめた。

市においては、答申および答申にあたっての留意事項を十分に尊重し、第4次総合計画の策定および展開にあたられるよう強く要請する。

(別紙)

第4次枚方市総合計画の答申にあたって

枚方市総合計画審議会

会長 澤 井 勝

本答申に基づき、市が第4次枚方市総合計画を策定し、また、これを展開するにあたっては、以下の諸事項について十分留意されるよう要請するものである。

1. 状況理解について

現在、枚方市が置かれている状況は、今後の市政展開において、基本的な発想の転換を求めるような性格を持っている。それは、端的に表現すれば、「成長の限界」を前提とすべき時代に入ったということである。

具体的には、地球環境の保全と持続を重視し、人口や経済の成長を前提とせず、子どもたちの将来に不合理な負担をもたらないまちづくりが求められていること。また、行政と市民の協働でまちづくりを行う時代へと変化し、行政領域の見直しが求められていること。さらに、従来のような右肩上がりの税収増を前提とした増分主義的な政策展開から、政策の優先度を明確にした戦略的で、弛むことなき改革を志向する政策展開が求められていること、である。こうした状況を十分に理解されたい。

2. 計画期間と計画の見直しについて

本答申においては、総合計画に係る計画期間について、基本構想15年、基本計画10年、実施計画3年とした。これらは、それぞれの計画のレベルや役割に基づいて、長中短期の期間を設定したものであるが、審議においては計画期間が長期に過ぎるとの指摘もあった。

時代状況が急激に変化し、近い将来についての予測も極めて困難と思える状況に直面している中で、現時点で確立した計画を固定的に捉えることには弊害が大きいことから、基本計画については5年をめどに計画の達成状況を検証し、見直しを行う必要がある。また、基本構想についても、見直しが必要であれば、基本計画と同時に見直すことが必要である。

3. 行政評価の重要性について

本答申においては、1に述べた状況認識にもとづき、第4次枚方市総合計画を新たな時代の総合計画とする試みとして、「行政評価システム」との連携を強く志向した。今後、総合計画に即してあらゆる行政政策を評価しつつ、不断の改革を重ねていく体制を確立することが必要である。そのために、現在、すでに構築に向けた作業が開始されている事務事業評価システムを軌道に乗せるとともに、早期に政策・施策レベルの評価を行い得る仕組みを整備されたい。

また、政策・施策の効果を計るための基準として「まちづくり指標」を確立するため

に、本審議会においても具体化のための審議を重ねたところであるが、十分な議論が行えず指標としては確定するには至らなかった。本答申においては、基本計画第3編に重点的な指標とその考え方を例示しているが、今後、速やかに指標策定のための検討組織を設置し、具体化を図る必要がある。

なお、審議においては、指標の策定作業や評価活動が行政だけで行われることについて、極めて強い懸念が指摘されたことから、必要な情報の公開はもとより、指標策定および評価過程における市民や専門家の参加を保障されたい。

4. 市民・事業者・行政の協働について

本答申においては、これからの市政運営の基本として、市民・事業者・行政の協働を明確に位置づけた。これは、環境問題をはじめ我々が直面している数多くの課題が、従来のように行政のみが引き受けて解決できるものではなく、また、税等の負担を考慮すると、行政組織のスリム化を図るとともに、新しい需要に必要な資源を振り向ける必要があるからである。

審議においては、市民・事業者・行政による協働の強調が行政責任の後退を招くのではないかという懸念も指摘されたが、三者の協働は地域の自治を豊かにするためのものであって、行政が果たすべき責任を回避するための方便となるものではないことは言うまでもない。

むしろ、協働を発展させながら、市民生活の向上と魅力あるまちづくりのための諸課題を解決するためには、行政が一層重大な責任を負うことになることを十分に理解されたい。

5. 重点プランの展開について

本答申においては、審議の中で特に重要性に関する指摘が多かった「人を支え、育む」「人と自然が共生する」「まちの活力をつくる」という3つのテーマに即して、この10年間に重点的に展開すべき取り組みを重点プランとして整理した。

審議においては、地域社会教育施設の整備など前基本計画期間内において達成できなかった諸事業についての指摘も数多くなされたが、一方では、極めて悪化している本市財政の健全化が当面の最優先課題であるとの指摘もあった。

今後、新たな状況を踏まえ、施策の目標を効果的・効率的に達成する方途を見出すことを基本に、行政と議会の責任において、一定の確度を持った財政見通しを前提とした実施計画のレベルで、実施すべき事業を具体化していく必要がある。

なお、農地の保全については、その重要性に鑑み、重点プランとして位置づけることを検討したが、理念にとどまらない取り組み方向を打ち出すには政策的な成熟度に不足があり、答申に明記するには至らなかった。しかし、農地減少率の早さを踏まえると、これを漫然と放置することは極めて重大な問題であり、実効性のある施策体系を早急に確立する必要がある。

6. 行政改革について

本答申においては、市民・事業者・行政の協働を豊富化しつつ、また、行政評価システムの構築などにもとづく不断の行政改革により健全な財政を確保する中で、重点プランをはじめとした計画の実現を図ることが必要であるとの基調を明確にしている。

そして、行政改革の方向性を「小さくても仕事のできる市役所の確立」と表現したが、審議の中では、行政が担うべき範囲をどこまで小さくするかについてあらかじめ市民的な合意があるわけではないとの指摘もあった。この理念は、行政組織を小さくすべきであるとの方向性を示しているものであって、具体的な行政の役割や責務との関係において、行政組織をどこまで小さくするか、あるいはできるかについては、議会を中心に市民的な議論が必要である。

また、行政組織が小さくなっても、市民にとって、いざという時に頼りになるとともに、効果的・効率的で市民の納得のいく仕事ができる組織でなければならないことは、当然の前提であることを十分に理解されたい。

7. 地方分権の推進について

本年4月、地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権の時代に入ったといえる。第4次枚方市総合計画は、まさに地方分権の内実を形づくるものとして認識される必要がある。

審議においては、本市の財政悪化の要因として、国と地方の税財源配分の不十分さとともに、国庫負担率の削減や地方単独事業の増加など国の財政運営が本市に与えた影響についての指摘もなされた。

また、現在、本市は特例市指定の手続を進めているが、特例市となることによって、従来とは違った特色をどう打ち出せるのかが重要であるとの指摘もなされた。

さらに、今後進展する市町村合併について多角的な検討を進める一方、広域的な連携を強化すべきであるとの指摘もなされた。

今後、他の自治体とともに国に対して税財源の移譲を求めていくとともに、自ら新たな財源を確保する真剣な努力が一層必要である。さらに様々な状況や市民のニーズを的確に把握し、適切な政策展開や財政運営が行えるよう行政能力の向上に努めるとともに、市民の自治能力が十分に展開できるよう、コミュニティの発展的な整備にも力を尽くされたい。このことを通じて、国や府との間に対等な関係をつくり、また、市民・事業者と行政が協働できるための仕組みづくり、仕掛けづくりに取り組むことが地方分権の内実をつくることになるからである。

以 上

◎枚方市総合計画審議会条例

〔昭和58年10月 6 日 条例第20号〕

枚方市総合建設計画審議会設置条例（昭和42年枚方市条例第29号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、枚方市総合計画の策定に関する重要事項について審議し、答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の議長となる。

（部会）

第7条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 第5条及び第6条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

◎枚方市総合計画の策定に関する規則

[昭和59年 7 月16日 規則第32号]

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の基本的施策を総合的かつ体系的に示す総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する市政の基本的な計画をいう。
- (2) 基本構想 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条4項に定める基本構想で、本市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すおおむね10年間の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示した目標を達成するために必要な事業を具体的に示したおおむね3年間の計画をいう。

(策定)

第3条 基本構想及び基本計画は、別に定める策定組織で試案を策定した後、枚方市総合計画審議会に諮問し、その答申を経て市長が決定する。

2 実施計画は、基本計画に従い市長が決定する。

3 総合計画は、社会情勢の変化等により見直しをすることがある。

(事務の担当)

第4条 総合計画の策定に関する事務は、市長公室で行う。

(策定助言者等)

第5条 総合計画の策定に当たり、市長が必要と認めたときは、策定助言者を置くことがある。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

◎枚方市総合計画の策定組織に関する規程 [平成10年 9 月 4 日 訓令第27号]

総合計画策定委員会規程（昭和59年枚方市訓令第14号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、本市における総合計画の策定を能率的に遂行するための組織を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 本市における総合計画の策定を円滑に進めるため、総合計画策定委員会(以下「委

員会」という。)を置く。

(委員会の担回事務)

第3条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本構想及び基本計画の試案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関する重要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長、副委員長及び委員には、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	市長公室担当助役
副委員長	委員長でない助役
委員	収入役、教育長、水道事業管理者、理事、部長（行財再建緊急対策室長、市長公室長、福祉事務所長、第一事業所長及び市民病院事務局長を含み診療科部長、中央検査科部長及び薬剤部長を除く。）、水道局長、市議会事務局長、教育委員会教育次長、教育委員会部長（枚方図書館長を含む。）、監査委員事務局長、政策推進担当参事

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の表に掲げる委員のほか、部長相当職以上にある者のうちから委員を任命することがある。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の総意に基づき決するものとする。

(部会)

第7条 委員会は、特定の項目について調査をさせるため、部会を設けることができる。

(部会の構成)

第8条 部会は部会員で構成する。

2 部会員は、第4条第2項の表に規定する委員のうちから委員長が指名する。

3 市長は、前項に定める者のほか、特に必要があると認めるときは、課長相当職以上の職にある者のうちから部会員を任命することがある。

(幹事会)

第9条 委員会の運営を円滑に行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事長、副幹事長及び幹事には、以下の表に掲げる職にある者をもって充てる。

幹事長	企画政策課長
副幹事長	都市計画課長
幹事	行財政再建緊急対策室課長、総務担当課長、市民病院総務課長、水道局総務課長、市議会庶務課長、教育委員会総務課長、教育委員会学務課長、教育委員会社会教育課長、枚方図書館事務長

- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の表に掲げる幹事のほか、課長相当職以上の職にある者のうちから幹事を任命することがある。

(幹事長の職務等)

第10条 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

- 2 第5条第2項の規程は、副幹事長について準用する。

(幹事会の会議)

第11条 第6条第1項及び第2項の規程は、幹事会の会議について準用する。

(研究チーム)

第12条 市長は、委員会のほか、総合計画の策定における職員の参加を促進するため、研究チームを置くことがある。

- 2 研究チームの定数は若干名とし、職員のうちから市長が任命する。

- 3 研究チームは、市長公室長の命を受け、次に掲げる事項について調査し、及び研究する。

(1) 基本構想に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長公室長が特に必要と認める事項

(企画主任)

第13条 課(課に相当するものを含む。以下同じ。)の長(以下「課長」という。)の命を受け、課の事務事業に係る総合計画の策定に関する事務を処理させるため、各課に企画主任を置く。

- 2 企画主任は、所属職員のうちから課長が指名する。

- 3 課長は、企画主任を指名したときは、市長公室長に報告する。

(庶務)

第14条 総合計画の策定組織に係る庶務は、市長公室企画政策課が担当する。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、総合計画の策定組織に関し必要な事項は、市長が定める。

審議会等の会議の公開に関する指針

通 達 第 8 号

平成11年7月2日

市 長

枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について

この指針は、本市における情報公開制度の基本理念に基づき、市長等の下に設置する附属機関たる審議会等及び専門委員で構成する協議会の会議の公開に関して、その取扱いを示すものである。

なお、公開・非公開の決定に当たっては、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、会議の透明性を高め会議の公正な運営の確保に資するとともに、市民参加による市政の推進に寄与するために行うものであることに特に留意されたい。

1. 対象機関

この指針の対象となる機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等の附属機関（以下「審議会等」という。）及び地方自治法第174条に規定する専門委員で構成する協議会（以下「専門委員協議会」という。）とする。

2. 公開の基準

審議会等及び専門委員協議会の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- 1 当該会議において、枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第67号）第6条の規定に該当する情報に関する審議をする場合
- 2 前号に定める場合のほか、会議を公開することにより公正・円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合

3. 公開・非公開の決定

審議会等及び専門委員協議会の会議の公開・非公開の決定は、あらかじめ審議会等及び専門委員協議会の会長又は委員長が会議に諮って決定する。

4. 公開の方法等

公開で行う審議会等及び専門委員協議会の会議については、市民の傍聴を認めるものとする。この場合において、審議会等及び専門委員協議会の会長又は委員長は、その会議の円滑な運営を図るため会場における秩序の維持に努めるものとする。

5. 開催の周知

公開で行う審議会等及び専門委員協議会の会議に係る開催の周知は、市役所別館1階の情報公開コーナーに掲示することにより行う。この場合における掲示事項は、当該会議の名称、案件名、開催日時及び場所並びに担当課とする。

第4次枚方市総合計画策定の経過

日 時		経 過		
		庁内策定手続	審議会・市民参加手続	
平成10年	7 月	●助役を委員長とした部長級職員による「総合計画策定委員会」を開催（第1回） ・策定の基本方針等を確認 ●庁内若手職員による総合計画研究チームを組織 ・研修会、市長との意見交換会を経て6グループで研究を開始 ・それぞれ最終報告に至るまで十数回のチーム検討を行う	●まちづくり市民研究会募集 ・広報、市ホームページで（17団体の登録） ・研究会への職員派遣（計5回）、資料提供（計2回）	
	10月	●総合計画研究チーム ・中間報告会開催 ・最終報告に向けての技術研修	●市民意識調査（アンケート） ・市内在住の満20歳以上の市民4,960人対象） ・回収数：3,008（60.6%）	
	11月	●総合計画研究チーム ・最終報告に向けての技術研修	●学意識調査 ・市内6大学と11の高等学校の在学生 2,210人対象	
	12月		●まちづくり市民研究会登録団体研修会「市民の政策提言－手づくりのまちづくりへ－」(参加者45名)	
平成11年	3 月	●基礎資料、人口推計調査等のまとめ ●総合計画研究チーム研究報告 ・報告書提出 ・市長、助役を交えた報告会		
	4 月		●まちづくり市民研究会登録団体政策提言発表会（参加者60名）	
	5 月		●広報で「まちづくり市民研究会登録団体提言等発表会」を特集	
	7 月	●第2回総合計画策定委員会 ・研究チーム報告に基づく「基本構想（素案）」について議論	●枚方市まちづくり市民研究会政策提言集のまとめ	
	8 月	●第3回総合計画策定委員会		
	9 月	●第4回総合計画策定委員会 ・総合計画審議会へ諮る「基本構想（試案）」確定		
	11月		●枚方市総合計画審議会立ち上げ ●第1回総合計画審議会 ・第4次総合計画について諮問 ●総合計画審議会委員研究会	
	12月		●第2回総合計画審議会 ・「基本構想（試案）」について審議を開始	
	平成12年	1 月		●広報、ホームページで基本構想試案に対する市民意見募集
		2 月		●第3回総合計画審議会 ●第4回総合計画審議会
3 月			●第5回総合計画審議会	
4 月			●総合計画審議会委員研究会	
5 月		●第5回総合計画策定委員会 ・「基本計画（素案）」について議論	●第6回総合計画審議会	
6 月		●第6回総合計画策定委員会	●第7回総合計画審議会	
7 月			●第8回総合計画審議会	
8 月		●第7回総合計画策定委員会 ●第8回総合計画策定委員会 ・総合計画審議会に諮る「基本計画（試案）」の確定	●第9回総合計画審議会 ・「基本計画（試案）」について審議を開始	
9 月			●第10回総合計画審議会 ●広報、ホームページで基本計画試案に対する市民意見募集 ●ポスターセッション（市内4地区で基本計画試案に対する市民意見聞き取り）	
10月			●第11回総合計画審議会 ●第12回総合計画審議会 ●第13回総合計画審議会	
11月		●第9回総合計画策定委員会（最終回）	●第14回総合計画審議会 （答申書の決定及び答申）	
12月			●基本構想を市議会に上程 ・可決	
平成13年	2 月	●第4次枚方市総合計画 基本構想・基本計画策定		

総合計画策定に係る関係経費（除人件費）

(円)

平成10年度

7,545,000

○総合計画研究チーム関係経費

- ・政策形成研修の一環として学識経験者等を助言者として招く
講師 7 名 合計22回（全体研修会、発表会等を含む）

○まちづくり市民研究会関係経費

- ・全体研修会及び発表会に学識経験者を講師として招く
合計 2 回

○総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の継続費）

- ・人口推計、市民意識調査、学生意識調査、基礎資料集の編集等
- ・総合計画策定委員会用資料等作成補助

平成11年度

6,303,120

○総合計画審議会市民委員選考会議経費

- ・委員報酬 学識経験者 2 名分

○総合計画審議会開催経費（委員研究会を含む）

審議会 5 回 委員研究会 1 回

○総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の継続費）

- ・人口推計、市民意識調査、学生意識調査、基礎資料集等の印刷製本（総合計画審議会用）
- ・総合計画策定委員会用資料等作成補助
- ・総合計画審議会用資料等作成補助

平成12年度

11,269,420

○総合計画審議会開催経費（委員研究会を含む）

審議会 9 回 研究会 1 回 答申調整会議 2 回

○総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の継続費）

- ・総合計画策定委員会用資料等作成補助
- ・総合計画審議会用資料等作成補助
- ・ポスターセッション開催補助
- ・総合計画印刷製本等

3ヶ年合計

25,117,540

●総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の合計）

22,050,000

●総合計画審議会開催経費（合計）

2,347,540

●その他

720,000

枚方市総合計画審議会委員名簿

(委員氏名は区分別・五十音順)

氏 名	性別	所 属	区 分
池 上 典 子	女	市議会議員(フロンティア枚方)	市議会
梅 崎 利 貴	男	市議会議員(市政会議員団) 平成12年6月～	
小 野 裕 行	男	市議会議員(公明党議員団)	
中 村 巧	男	市議会議員(新進議員クラブ)平成12年6月～	
広 瀬 ひとみ	女	市議会議員(日本共産党議員団)	
堀 井 勝	男	市議会議員(民主市民議員団)	
三 木 静 夫	男	市議会議員(連合市民クラブ)平成12年6月～	
森 崎 武 史	男	市議会議員(自民党清和会)	
阿 部 功	男	大阪薬科大学助教授	学識経験者
榮 樂 徹	男	滋賀県立近代美術館長	
岡 本 祐 三	男	神戸市看護大学教授	
小 林 芳 郎	男	大阪教育大学名誉教授	
(会長) 澤 井 勝	男	奈良女子大学教授	
瀬 渡 章 子	女	奈良女子大学助教授	
高 瀬 久美子	女	弁護士	
三 星 昭 宏	男	近畿大学教授	
宮 田 秀 明	男	摂南大学教授	
(副会長) 本沢巳代子	女	大阪府立大学教授	
新 井 幸 雄	男	北大阪商工会議所理事・中小企業相談所所長	市民代表 (産業等)
木 南 正 則	男	枚方市農業協同組合副組合長	
十 河 宏 輔	男	枚方青年会議所総務室長兼事務局長	
塩 見 勝	男	市民公募委員	市民代表 (公募)
末 岡 妙 子	女	市民公募委員	
藤 原 敬 二	男	大阪府企画調整部企画室主幹	大阪府
前委員			
大 槻 哲 也	男	市議会議員(連合市民クラブ)～平成12年5月	市議会
田 村 好 市	男	市議会議員(新進議員クラブ)～平成12年5月	
山 原 富 明	男	市議会議員(市政会議員団) ～平成12年5月	

ISO14001（環境マネジメントシステム） → P 59

国際標準化機構(ISO)で制定した環境管理に関する一連の国際規格であるISO14000シリーズのひとつで、環境マネジメントシステムに関する規格。組織が環境に関する方針及び環境目的・目標を策定し、これに基づいた環境マネジメントプログラムを策定することによって継続的改善を行うことができるように要求事項を定めている。組織の環境マネジメントシステムがISO14001の要求事項に適合しているかについて審査登録機関の審査を受けて、合格すれば認証が与えられ認定機関に登録される。

アメニティ → P 16

快適で魅力ある生活環境の意。自然環境から歴史環境に至る環境全体を総合的に捉え、全体としての快適性を追求しようというところに特徴がある。

インターンシップ → P 42

学生が在学中に自らの選考や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、学校と企業（非営利団体含む）との連携によって行われるものをいう。

NPO（non-profit-organization） → P 11

「自発的に」「利益のためでなく」「社会に貢献する」活動をしている団体。福祉、環境、国際支援、まちづくりなどを目的とする民間非営利団体、民間ボランティア活動団体。

1998年に日本にもNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う団体に、法人格を取得する道が開かれた。

LRT（Light Rail Transit） → P 71

ハイテク路面電車、スーパー市電、高速路面電車などと訳される、次世代路面電車。従来の路面電車の進化型。計量車体ながら路面のみならず地下、高架も走行でき、市街地では歩行者との共存、郊外では専用化された軌道を高速走行する近代的な車両を使用するシステム。

建設・導入コストが他の交通システムと比較して安いことや、専用軌道化により、定時性・高速性の確保が可能。振動騒音が少なく、低床構造により高齢者や身体障害者の乗降が容易などのメリットも多いといわれている。

オゾン層の破壊や地球温暖化、酸性雨問題 → P 1

〈オゾン層の破壊〉

オゾン層は、地上から約15～30km上空の成層圏下層に存在するオゾン濃度が比較的高い領域で、生物に有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。このオゾン層が、フロン等のオゾン層破壊物質により破壊されていることが明らかになっている。オゾン層が破壊されると、地上に達する有害な紫外線が増加し、皮膚がんの増加や生態系

への影響が懸念される。

〈地球温暖化〉

化石燃料の大量使用などに伴って排出量が増えた二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、気温が上昇すること。地球温暖化が進めば、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じる恐れがある。

〈酸性雨問題〉

酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などから生成した硫酸や硝酸が溶解した酸性の強い（pHの低い）雨、あるいは酸性の強い霧や雪及びガスや粒子状（エアロゾル）の形態で沈着するものをいう。湖沼や森林などの生態系への影響、建築物や文化財への影響が懸念されている。

環境基準 → P 38

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音について定められている。

換地 → P 41

土地区画整理事業などで、施行地区内の土地について、従前の土地に代わるものとして交付される土地。従前の土地に道路や公園が整備されるため、土地の所有者は事業の進捗にあわせ新しく整備された地に移動する必要がある。この新しく整備された土地を、従前の宅地と同等の価格相当分の土地に分割し、それぞれの土地の所有者に割り振り交付する。

行政評価システム → P 9

政策や施策、事務事業について、成果指標などを用いて有効性又は効率性などを評価するシステム。Plan（計画）－Do（実践）－See（評価）。行政の現状を認識し、行政課題を発見するためのツール（道具）といわれている。

協働 → P 1

まちづくりや環境に関する協力体制を示す用語で、ここでは市民・事業者・行政が、環境改善についてともに考え、ともに取組みを進めていくことを表す。

クリーンエネルギー → P 58

太陽エネルギー、風力エネルギーなどの自然エネルギーやメタノール、天然ガスなど燃焼時に有害物質の排出が相対的に少ないエネルギーは、環境への負荷が少ないことからクリーンエネルギーと呼ばれている。

グリーンコンシューマー → P 42

環境に負荷の少ない商品やサービスを買う消費者をさす。

建築協定 → P 104

建築基準法に基づくもので、建築基準法で定められた基準に上乘せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設け、お互いに守り合っていくことを確認する制度。建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地所有者等の全員の合意が必要であり、市長の認可を得て成立することになる。

交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management） → P 70

車利用者の交通行動の変更を促すことにより、道路交通混雑を緩和する手法。市街地の外縁部の駐車場に自動車を止めて、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換えるパークアンドライドや通勤ラッシュなどの交通のピークをならす時差出勤などがある。

コーホート要因法 → P 45

ある男女・年齢別人口を基準人口として、これに将来の出生率、将来の生残率、将来の純移動率、将来の出生性比の4つの要因について假定値をあてはめて将来人口を計算する方法。

国立社会保障人口問題研究所において、日本の将来人口を推計する際にも使用されている。

コミュニティバスシステム → P 71

通常の路線バスではカバーしにくい比較的少量のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するために運行するバス。自治体の支援を受けて導入されることが多い。

特徴としては、小型バスにより、病院や公共施設を結んだり、住宅地の内部まで入るなど地域住民の日常的な移動のための短距離交通サービス路線であること、乗降のしやすい車両の使用、停留所の間隔を短くしたり、自由乗降を取り入れるなど高齢者などに利用しやすい工夫をしていることにある。

里山（さとやま） → P 8

人里近くにあり、二次林（雑木林）を中心に周辺の田畑やため池などを含んだ地域。従来、薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、宅地化が進められた。また、宅地化されなかったものについても、所有者による適切な維持管理が困難になっていることから、荒廃が見られる。近年、身近な緑、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

事務事業評価システム → P 43

市民の視点に立った効果的・効率的な行政運営をめざして、市が行う全ての事業に市民の視点での成果目標を設定し、限られた行政資源を有効に活用するためのマネジメント（経営）の仕組み。行政評価システムは政策・施策・事務事業すべての評価の仕組みであり、事務事業評価はその構成要素のひとつ。本市においても今後、政策・施策に関する評価の仕組みについて検討し、総合的な行政評価システムをめざす。

スペシャルトランスポート → P 71

なんらかのハンディにより通常の交通機関が使えない層のために提供される公共交通のひとつであり、高齢者や障害のある人が移動まちの中で移動できるようにするもの。福祉タクシー型、ノンステップバスやリフト付きバス等による定時定路線型、ドア・ツー・ドア型ミニバスなどがある。

生産年齢人口 → P 4

人口の年齢構造は、経済活動の見地から、年少人口、生産年齢人口、老年人口に分けられる。生産年齢人口は、労働市場にあらわれる可能性を含む人口で、15歳以上65歳未満の人口をいう。

生産緑地 → P 37

都市部における農地の環境保全、災害防止面の役割を評価し、その一部を生産緑地として計画的に残そうというもの。通常、市街化区域内の農地は宅地並課税となるが、30年以上農業継続の意思がある場合においてのみ、生産緑地法に基づき、生産緑地として申請でき、この場合においては低税率の農地課税となる。

ダイオキシン問題 → P 14

ダイオキシンとは「ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン」の略語で、75種ある異性体の総称。ダイオキシンと毒性、性質が似ているポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と呼ばれている。ダイオキシン類は極めて強い毒性があり、分解されにくい。このうち2,3,7,8-TCDD（2,3,7,8-四塩化ジベンゾージオキシン）が最も毒性が強く、慢性毒性では発ガン性、肝臓障害、生殖障害が懸念される。ごみ焼却場において塩化ビニル製品などの塩素を含む廃棄物を燃やしたときに生成されることが確認され、大きな社会問題となっている。

地区計画 → P 104

良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園などの配置・規模や建築物の用途・敷地・形態等について、当該地区の住民等の意向を十分反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画の手法。

地方分権一括法 → P 4

平成11年7月に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことで、平成12年4月に施行された。これに伴い、国と地方公共団体は対等・協力の新しい関係に立つことになり、各地方公共団体は自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されている。

特例市 → P 43

地方分権を推進するため、20万以上の人口を有する市からの申出に基づき、福祉、衛生、まちづくり等、都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、16法律20項目の事務権限を委譲する制度。全国で対象市は59市ある。

都市・生活型公害 → P 4

都市化の進展により、活発な都市活動や日常生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音などの公害。産業公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなるという特徴をもっている。

農業振興地域 → P 41

農業の振興を図る区域を明らかにして、これを保全するとともに、農業投資を集中することにより、優良農地の確保と農業の振興を図ろうとするもの。

ノーマライゼーション → P 15

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、共に住み共に生活できるような社会にすること。これは、障害のある人の人権、価値、尊厳性は障害のない人のそれらと何ら変わるところがないという考え方に立つもので、現代の社会福祉においても重要な基本理念となっている。

バリアフリー → P 15

障害のある人も高齢者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、障害者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障害、不便）を除去して、社会参加の可能性を高めようという考え方をいう。「バリアフリー化」としたときは、主として建築物等の段差解消など物理的環境整備を指すことが多い。

PFI (Private Finance Initiative) → P 34

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新たな手法。

民間の資金、能力を活用することにより、国や自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することをめざす。財政負担の軽減を迫られる自治体に注目されている。

福祉オンブズパーソン制度 → P 84

福祉サービスに関する市民の不服、苦情などを受け、自治体との調整を行う苦情調整委員によって市民との特に福祉サービスに関する人権を擁護する制度。

圃場（ほじょう）整備 → P 41

既成の水田、畑の土地及び労働生産性を向上させ、農地基盤の改良整備を行う一連の土地改良事業。

ポスターセッション → P 51

壁面またはホワイトボードなどに、図表やキーワードを書いた資料を並べて張り出し、参加者に対して個別に説明を行うという報告形式。報告者と聞き手の距離が近く、気楽に質問しやすい等の利点がある。

まちづくりリーディングプラン・CCスクエア21 → P 37

第2期基本計画の主要施策としてまちづくりリーディングプランが定められ、その中で枚方市駅周辺地域はCCスクエア21として位置付けられている。これは枚方市の中心市街地である枚方市駅周辺地域を、淀川や天野川という水辺区間とのかかわりや宿場町として発展してきた枚方市の歴史を生かした特色ある地域として再形成するというものである。

ユニバーサルデザイン → P 15

障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、できる限りすべての人々が暮らしやすいように、商品、建物、環境をデザインすること。バリアフリーは、障害者や高齢者に対して、特別な設備や表示方法などで、生活していく上でのバリア（障壁、障害、不便）を取り除いていこうとする考え方をいう。ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、施設建設や商品開発にあたり、はじめからできる限りすべての人が利用できるようにしていこうとする考え方。

ワークショップ → P 34

地域に係わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸問題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。

